

生食衛発 0930 第 1 号
基賃発 0930 第 1 号
平成 28 年 9 月 30 日

各省庁会計担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長
厚生労働省労働基準局賃金課長

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に
係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応について（通知）

ビルメンテナンス業務の発注については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 4 号各省庁担当部局の長あて厚生労働省健康局長通知）において、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、上記通知で示されたガイドラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に対応されるようお願いするとともに、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局に対する周知徹底を併せてお願いしているところです。

本ガイドラインでは、最低賃金に係る事項として、入札に参加しようとする者に対し最低賃金制度（最低賃金額の改定等）について十分周知をすること、最低賃金額の改定等を注視し、必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討することが示されていますが、昨今の最低賃金を巡る動向については、下記のとおりとなっていますので、今後の貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務が適切に行われるようご配慮をお願いします。

また、貴省庁のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底についても、併せてお願いします。

記

1 最低賃金に係る政府方針

最低賃金については、平成 28 年 6 月 2 日閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」

等において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す」との新たな方針が決定されたこと。（資料1）

2 平成28年度の地域別最低賃金額

平成28年度の地域別最低賃金額が決定され、10月1日以降順次発効すること。地域別最低賃金の全国加重平均は823円（昨年度798円）となり、25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降で最大の引上げとなったこと（昨年度は18円の引上げ）。（資料2）

添付資料

- 資料1 「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」（抄）
- 資料2 平成28年度の都道府県別最低賃金額一覧
- 資料3 地域別最低賃金額（都道府県別）の過去5年間の推移
- 参考 最低賃金制度の概要

「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向
(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)
- (略) 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。(以下、略)

経済財政運営と改革の基本方針2016(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現

3. 個人消費の喚起 (1)賃金・可処分所得の引上げ等

- (略) 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。(以下、略)

「日本再興戦略2016」(抄)(平成28年6月2日閣議決定)

第二 具体的施策

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-2. 働き方改革、雇用制度改革 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)働き方改革の実行・実現

⑤持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。

(資料2)

平成28年度地域別最低賃金時間額

| ランク | 都道府県名 | 最低賃金時間額【円】 | 引上げ額【円】 | (発効予定年月日) |
|------------------|------------------|-------------|--------------|---------------|
| A ラ ン ク | 東 京 | 932 (907) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 神 奈 川 | 930 (905) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 愛 知 | 845 (820) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 大 阪 | 883 (858) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 千 葉 | 842 (817) | 25 | (平成28年10月1日) |
| B ラ ン ク | 埼 玉 | 845 (820) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 静 岡 | 807 (783) | 24 | (平成28年10月5日) |
| | 三 重 | 795 (771) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | 滋 賀 | 788 (764) | 24 | (平成28年10月6日) |
| | 栃 木 | 775 (751) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | 広 島 | 793 (769) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | 富 山 | 770 (746) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | 兵 庫 | 819 (794) | 25 | (平成28年10月1日) |
| | 京 都 | 831 (807) | 24 | (平成28年10月2日) |
| | 茨 城 | 771 (747) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | 長 野 | 770 (746) | 24 | (平成28年10月1日) |
| | C ラ ン ク | 岡 山 | 757 (735) | 22 |
| 群 馬 | | 759 (737) | 22 | (平成28年10月5日) |
| 山 口 | | 753 (731) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 山 梨 | | 759 (737) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 石 川 | | 757 (735) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 香 川 | | 742 (719) | 23 | (平成28年10月1日) |
| 奈 良 | | 762 (740) | 22 | (平成28年10月6日) |
| 福 岡 | | 765 (743) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 宮 城 | | 748 (726) | 22 | (平成28年10月5日) |
| 岐 阜 | | 776 (754) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 新 潟 | | 753 (731) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 北 海 道 | | 786 (764) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 福 井 | | 754 (732) | 22 | (平成28年10月1日) |
| 和 歌 山 | | 753 (731) | 22 | (平成28年10月1日) |
| D ラ ン ク | 徳 島 | 716 (695) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 大 分 | 715 (694) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 島 根 | 718 (696) | 22 | (平成28年10月1日) |
| | 福 島 | 726 (705) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 愛 媛 | 717 (696) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 鳥 取 | 715 (693) | 22 | (平成28年10月12日) |
| | 佐 賀 | 715 (694) | 21 | (平成28年10月2日) |
| | 山 形 | 717 (696) | 21 | (平成28年10月6日) |
| | 岩 手 | 716 (695) | 21 | (平成28年10月5日) |
| | 高 知 | 715 (693) | 22 | (平成28年10月13日) |
| | 熊 本 | 715 (694) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 鹿 児 島 | 715 (694) | 21 | (平成28年10月1日) |
| | 秋 田 | 716 (695) | 21 | (平成28年10月6日) |
| | 青 森 | 716 (695) | 21 | (平成28年10月20日) |
| | 宮 崎 | 714 (693) | 21 | (平成28年10月1日) |
| 長 崎 | 715 (694) | 21 | (平成28年10月6日) | |
| 沖 縄 | 714 (693) | 21 | (平成28年10月1日) | |
| | 全国加重平均額 | 823 (798) | 25 | |

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

※2 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている。

(資料3)

地域別最低賃金額の推移（平成23年度～平成27年度）

| 年 度 | 平 成 23 年 度 | | 平 成 24 年 度 | | 平 成 25 年 度 | | 平 成 26 年 度 | | 平 成 27 年 度 | |
|---------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 都道府県名 | 改定額(円) | 発 効 年 月 日 |
| 北海道 | 705 | 平成23年10月6日 | 719 | 平成24年10月18日 | 734 | 平成25年10月18日 | 748 | 平成26年10月8日 | 764 | 平成27年10月8日 |
| 青森 | 647 | 平成23年10月16日 | 654 | 平成24年10月12日 | 665 | 平成25年10月24日 | 679 | 平成26年10月24日 | 695 | 平成27年10月18日 |
| 岩手 | 645 | 平成23年11月11日 | 653 | 平成24年10月20日 | 665 | 平成25年10月27日 | 678 | 平成26年10月4日 | 695 | 平成27年10月16日 |
| 宮城 | 675 | 平成23年10月29日 | 685 | 平成24年10月19日 | 696 | 平成25年10月31日 | 710 | 平成26年10月16日 | 726 | 平成27年10月3日 |
| 秋田 | 647 | 平成23年10月30日 | 654 | 平成24年10月13日 | 665 | 平成25年10月26日 | 679 | 平成26年10月5日 | 695 | 平成27年10月7日 |
| 山形 | 647 | 平成23年10月29日 | 654 | 平成24年10月24日 | 665 | 平成25年10月24日 | 680 | 平成26年10月17日 | 696 | 平成27年10月16日 |
| 福島 | 658 | 平成23年11月2日 | 664 | 平成24年10月1日 | 675 | 平成25年10月6日 | 689 | 平成26年10月4日 | 705 | 平成27年10月3日 |
| 茨城 | 692 | 平成23年10月8日 | 699 | 平成24年10月6日 | 713 | 平成25年10月20日 | 729 | 平成26年10月4日 | 747 | 平成27年10月4日 |
| 栃木 | 700 | 平成23年10月1日 | 705 | 平成24年10月1日 | 718 | 平成25年10月19日 | 733 | 平成26年10月1日 | 751 | 平成27年10月1日 |
| 群馬 | 690 | 平成23年10月7日 | 696 | 平成24年10月10日 | 707 | 平成25年10月13日 | 721 | 平成26年10月5日 | 737 | 平成27年10月8日 |
| 埼玉 | 759 | 平成23年10月1日 | 771 | 平成24年10月1日 | 785 | 平成25年10月20日 | 802 | 平成26年10月1日 | 820 | 平成27年10月1日 |
| 千葉 | 748 | 平成23年10月1日 | 756 | 平成24年10月1日 | 777 | 平成25年10月18日 | 798 | 平成26年10月1日 | 817 | 平成27年10月1日 |
| 東京 | 837 | 平成23年10月1日 | 850 | 平成24年10月1日 | 869 | 平成25年10月19日 | 888 | 平成26年10月1日 | 907 | 平成27年10月1日 |
| 神奈川 | 836 | 平成23年10月1日 | 849 | 平成24年10月1日 | 868 | 平成25年10月20日 | 887 | 平成26年10月1日 | 905 | 平成27年10月18日 |
| 新潟 | 683 | 平成23年10月7日 | 689 | 平成24年10月5日 | 701 | 平成25年10月26日 | 715 | 平成26年10月4日 | 731 | 平成27年10月3日 |
| 富山 | 692 | 平成23年10月1日 | 700 | 平成24年11月4日 | 712 | 平成25年10月6日 | 728 | 平成26年10月1日 | 746 | 平成27年10月1日 |
| 石川 | 687 | 平成23年10月20日 | 693 | 平成24年10月6日 | 704 | 平成25年10月19日 | 718 | 平成26年10月5日 | 735 | 平成27年10月1日 |
| 福井 | 684 | 平成23年10月1日 | 690 | 平成24年10月6日 | 701 | 平成25年10月13日 | 716 | 平成26年10月4日 | 732 | 平成27年10月1日 |
| 山梨 | 690 | 平成23年10月20日 | 695 | 平成24年10月1日 | 706 | 平成25年10月18日 | 721 | 平成26年10月1日 | 737 | 平成27年10月1日 |
| 長野 | 694 | 平成23年10月1日 | 700 | 平成24年10月1日 | 713 | 平成25年10月19日 | 728 | 平成26年10月1日 | 746 | 平成27年10月1日 |
| 岐阜 | 707 | 平成23年10月1日 | 713 | 平成24年10月1日 | 724 | 平成25年10月19日 | 738 | 平成26年10月1日 | 754 | 平成27年10月1日 |
| 静岡 | 728 | 平成23年10月14日 | 735 | 平成24年10月12日 | 749 | 平成25年10月12日 | 765 | 平成26年10月5日 | 783 | 平成27年10月3日 |
| 愛知 | 750 | 平成23年10月7日 | 758 | 平成24年10月1日 | 780 | 平成25年10月26日 | 800 | 平成26年10月1日 | 820 | 平成27年10月1日 |
| 三重 | 717 | 平成23年10月1日 | 724 | 平成24年9月30日 | 737 | 平成25年10月19日 | 753 | 平成26年10月1日 | 771 | 平成27年10月1日 |
| 滋賀 | 709 | 平成23年10月20日 | 716 | 平成24年10月6日 | 730 | 平成25年10月25日 | 746 | 平成26年10月9日 | 764 | 平成27年10月8日 |
| 京都 | 751 | 平成23年10月16日 | 759 | 平成24年10月14日 | 773 | 平成25年10月24日 | 789 | 平成26年10月22日 | 807 | 平成27年10月7日 |
| 大阪 | 786 | 平成23年9月30日 | 800 | 平成24年9月30日 | 819 | 平成25年10月18日 | 838 | 平成26年10月5日 | 858 | 平成27年10月1日 |
| 兵庫 | 739 | 平成23年10月1日 | 749 | 平成24年10月1日 | 761 | 平成25年10月19日 | 776 | 平成26年10月1日 | 794 | 平成27年10月1日 |
| 奈良 | 693 | 平成23年10月7日 | 699 | 平成24年10月6日 | 710 | 平成25年10月20日 | 724 | 平成26年10月3日 | 740 | 平成27年10月7日 |
| 和歌山 | 685 | 平成23年10月13日 | 690 | 平成24年10月1日 | 701 | 平成25年10月19日 | 715 | 平成26年10月17日 | 731 | 平成27年10月2日 |
| 鳥取 | 646 | 平成23年10月29日 | 653 | 平成24年10月20日 | 664 | 平成25年10月25日 | 677 | 平成26年10月8日 | 693 | 平成27年10月4日 |
| 島根 | 646 | 平成23年11月6日 | 652 | 平成24年10月14日 | 664 | 平成25年11月6日 | 679 | 平成26年10月5日 | 696 | 平成27年10月4日 |
| 岡山 | 685 | 平成23年10月27日 | 691 | 平成24年10月24日 | 703 | 平成25年10月30日 | 719 | 平成26年10月5日 | 735 | 平成27年10月2日 |
| 広島 | 710 | 平成23年10月1日 | 719 | 平成24年10月1日 | 733 | 平成25年10月24日 | 750 | 平成26年10月1日 | 769 | 平成27年10月1日 |
| 山口 | 684 | 平成23年10月6日 | 690 | 平成24年10月1日 | 701 | 平成25年10月10日 | 715 | 平成26年10月1日 | 731 | 平成27年10月1日 |
| 徳島 | 647 | 平成23年10月15日 | 654 | 平成24年10月19日 | 666 | 平成25年10月30日 | 679 | 平成26年10月1日 | 695 | 平成27年10月4日 |
| 香川 | 667 | 平成23年10月5日 | 674 | 平成24年10月5日 | 686 | 平成25年10月24日 | 702 | 平成26年10月1日 | 719 | 平成27年10月1日 |
| 愛媛 | 647 | 平成23年10月20日 | 654 | 平成24年10月24日 | 666 | 平成25年10月31日 | 680 | 平成26年10月12日 | 696 | 平成27年10月3日 |
| 高知 | 645 | 平成23年10月26日 | 652 | 平成24年10月26日 | 664 | 平成25年10月26日 | 677 | 平成26年10月26日 | 693 | 平成27年10月18日 |
| 福岡 | 695 | 平成23年10月15日 | 701 | 平成24年10月13日 | 712 | 平成25年10月18日 | 727 | 平成26年10月5日 | 743 | 平成27年10月4日 |
| 佐賀 | 646 | 平成23年10月6日 | 653 | 平成24年10月21日 | 664 | 平成25年10月26日 | 678 | 平成26年10月4日 | 694 | 平成27年10月4日 |
| 長崎 | 646 | 平成23年10月12日 | 653 | 平成24年10月24日 | 664 | 平成25年10月20日 | 677 | 平成26年10月1日 | 694 | 平成27年10月7日 |
| 熊本 | 647 | 平成23年10月20日 | 653 | 平成24年10月1日 | 664 | 平成25年10月30日 | 677 | 平成26年10月1日 | 694 | 平成27年10月17日 |
| 大分 | 647 | 平成23年10月20日 | 653 | 平成24年10月4日 | 664 | 平成25年10月20日 | 677 | 平成26年10月4日 | 694 | 平成27年10月17日 |
| 宮崎 | 646 | 平成23年11月2日 | 653 | 平成24年10月26日 | 664 | 平成25年11月2日 | 677 | 平成26年10月16日 | 693 | 平成27年10月16日 |
| 鹿児島 | 647 | 平成23年10月29日 | 654 | 平成24年10月13日 | 665 | 平成25年10月27日 | 678 | 平成26年10月19日 | 694 | 平成27年10月8日 |
| 沖縄 | 645 | 平成23年11月6日 | 653 | 平成24年10月25日 | 664 | 平成25年10月26日 | 677 | 平成26年10月24日 | 693 | 平成27年10月9日 |
| 全国加重平均額 | 737 | - | 749 | - | 764 | - | 780 | - | 798 | - |

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

| 改定年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 改定額(円) | 664 | 665 | 668 | 673 | 687 | 703 | 713 | 730 | 737 | 749 | 764 | 780 | 798 | 823 |
| 目安額(円) | 0 | — | 3 | 3 | 14 | 15 | 7~9 | 15 | 6 | 7 | 14 | 16 | 18 | 24 |
| 対前年度引上げ額(円) | 1 | 1 | 3 | 5 | 14 | 16 | 10 | 17 | 7 | 12 | 15 | 16 | 18 | 25 |

3. 最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)

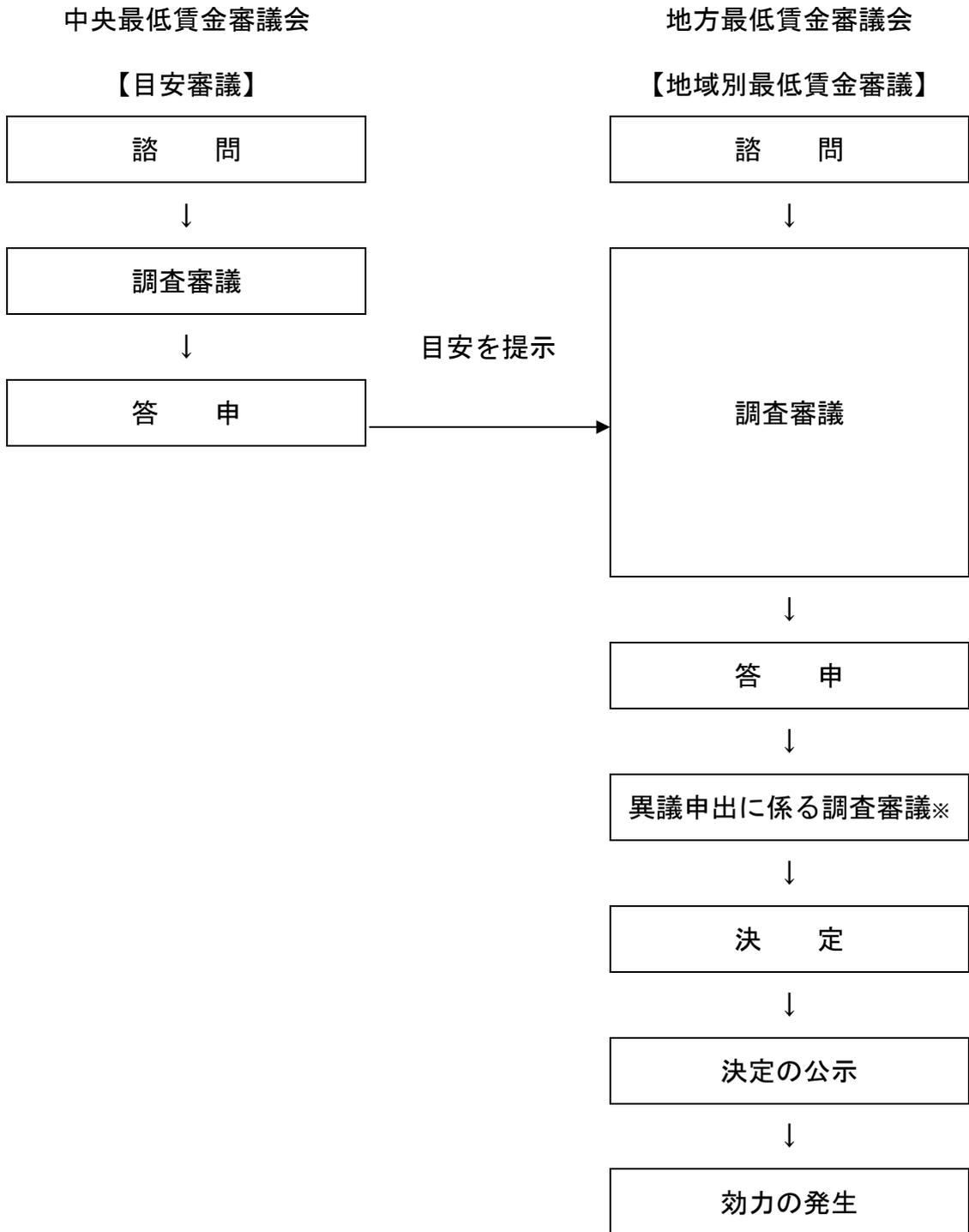
(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催